高松市と独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校と株式会社ミトラ との連携協力に関する協定書

高松市(以下「甲」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校 (以下「乙」という。)、株式会社ミトラ(以下「丙」という。)は、高齢者等見守り機 器を開発し、情報通信技術(ICT)を活用した地域包括ケアシステムの構築を推進する ため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の三者が包括的な連携の下、それぞれが有する人的・物 的・知的資源を有効に活用して協力することにより、高松市の地域包括ケアシステムの 構築の推進に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 甲、乙及び丙の三者は、次の事項について連携・協力するものとする。
 - (1) 乙が特許権を有する情報通信技術 (ICT) 及びモノのインターネット化 (Io T) のノウハウを取り入れた先進的な事業モデルの構築に関する事項
 - (2) その他、甲、乙及び丙の三者が協議して必要と定める事項
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な内容及び協力の方法等については、協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙の三者は、この協定に基づく活動において知り得た事項について、 他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(成果の帰属)

第4条 本事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果(機器及び技術をいう。以下同じ。)については、乙及び丙に帰属するものとする。ただし、成果の商品化及び甲が行う住民サービスへの利用については、第1条の目的を達成できるよう甲の立場を尊重し取引条件を決定することとする。

(成果の公表等)

- 第5条 甲、乙及び丙の三者は、この協定に基づき実施して得た成果について、原則として公表するものとする。ただし、公表に際しては、事前に相手方の同意を得ることとし、同意の範囲内において公表できるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づき実施して得た成果を基にした事業を実施することができる。

(協定の変更)

第6条 甲、乙又は丙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙丙協議の上、こ の協定の変更を行うものとする。 (有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間 満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自 動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の有効期間中にもかかわらず、解約しようとする場合は、解約 しようとする日の1月前までに書面により通知し、甲、乙及び丙が協議の上、合意する ことにより、この協定を解約することができるものとする。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、 甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月22日

- 甲 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市 高松市長 大西 秀人
- 乙 香川県高松市勅使町355番地 独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校 校長 八尾 健
- 丙 香川県高松市林町2217番地15 株式会社ミトラ 代表取締役 藤井 篤人